

改 正 案	旧
<p>四 有機畜産物の生産行程についての検査 有機畜産物の生産行程についての検査は、認証生産行程管理者等が生産荷口ごとに、次に掲げる ところにより行うものとする。</p> <p>1 次に掲げる事項について、当該生産荷口の実生産行程の管理記録が作成され、かつ、適正に保管 されていることの確認 (1)～(3) (略) (4) 家畜又は家きんの由来 (5)～(9) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 当該生産荷口に係る生産の方法が有機畜産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告 示第1608号）第4条に規定する飼養及び生産の方法についての基準に適合するか否かについての 当該生産行程の管理記録による確認</p>	<p>四 有機畜産物の生産行程についての検査 有機畜産物の生産行程についての検査は、認証生産行程管理者等が生産荷口ごとに、次に掲げる ところにより行うものとする。</p> <p>1 次に掲げる事項について、当該生産荷口の実生産行程の管理記録が作成され、かつ、適正に保管 されていることの確認 (1)～(3) (略) (4) <u>生産に用いた</u>家畜又は家きんの由来 (5)～(9) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 当該生産荷口に係る生産の方法が有機畜産物の日本農林規格（平成17年10月27日農林水産省告 示第1608号）第4条に規定する生産の方法についての基準に適合するか否かについての当該生産 行程の管理記録による確認</p>